

志木市後見ネットワークセンター便り

志木市後見ネットワークセンター企画運営会議 委員メンバーより

税理士会からみた成年後見制度について

関東信越税理士会 朝霞支部 浅野千晴



税理士は、2021年3月現在、全国に7万9千人が登録し、各地で活躍しています。税金を正しく納税するための申告や相談が多いのはもちろんですが、お金は生活に密着していますから、単なる税金の申告だけでなく、将来の展望や不安、相続など、生活にかかわる様々な悩みを相談される方が多くいらっしゃいます。特に会社を経営したり、個人で商売をしたりする事業主とは、顧問先として10年以上のお付き合いになることも少なくありません。

時が経つにつれ、顧問先も税理士も「老い」に直面します。また、年齢を重ねると、その相談内容も変化します。少子高齢化が急速に進むこの時代に、税理士も全国的なマンパワーとして、また地域社会の一員として、何か社会貢献ができるのではないかと考えられてきました。実際、税理士は都会だけでなく、地方にも多くの会員が活躍しています。地域とのつながりは、すでに個々の税理士が長年培ったものがあるため、このような税理士のネットワークを活用して、顧問先を中心に長年の信頼関係を生かした支援ができます。税理士がもっと成年後見制度を知ることによって、社会に貢献しようとする気運が高まってきました。

税理士と言えば、お金の管理をするエキスパートです。財産を多く持つ人は、多くのことが相談できるため、後見人を税理士に依頼すると、メリットが大きくなります。また、税金や相続の相談から後見人に至るといった流れが、税理士の成年後見人の活用のきっかけとなるのではないのでしょうか。



後見制度発足当初は、税理士も1個人として、成年後見人の依頼を受けていましたが、成年後見制度の活用が高まるにつれ、これを取りまとめる税理士会が会員をサポートし、社会貢献を積極的に支援していこうとする取り組みが進むことになりました。成年後見人になると、一人だけでは解決が難しい様々な疑問や分からない問題に直面します。税理士会として会員をサポートすれば、他の会員にも情報提供できるようになり、今後にも役立つことにもなります。ここでも全国津々浦々に点在する税理士のネットワークが生きてくるのです。

現在、税理士会は、各地に15か所の成年後見人支援センターが設置され、後見人等の支援、相談窓口や電話相談なども行っています。また、税理士会員のための後見人、後見監督人になったときの相談窓口や、これから成年後見人になるための研修、普及のためのPRも担っています。体制づくりは年々整ってきていますが、業務や知識の面で成年後見人活動の先駆けである弁護士会、司法書士会、社会福祉士会から学ぶことも多く、他の諸団体との連携を深めながら成年後見人制度の業務はもっと増加していくことでしょう。

税理士会が担うもう1つの重要な役割は、税制面での国への法律改正の働きかけでしょう。税理士は、毎年、時代に沿った税制改正に関する要望を、権限ある官公署に提出しています。税法は「公平・中立・簡素」の3原則のもと、時代の流れにマッチしたものでなくてはなりません。もし、税金の面から成年後見人制度を利用するとメリットが受けられるようになれば、さらなる利用促進につながるのではないのでしょうか。

裏面に続きます



志木市の後見ネットワークセンターとお付き合いは、この地域に所在する「朝霞支部」として2018年4月より開始されました。現在も、後見ネットワークセンターの受任調整会議に参加し、市民後見人養成講座の講師派遣を行っています。

全国的にも後見人業務の利用促進が進んだ志木市との提携は、税理士会としても非常に注目されています。これからも税理士会として、地域社会の一員として、様々なつながりを一層深めていきたいと考えています。



市民後見人養成講座を実施しています

志木市基幹福祉相談センター（後見ネットワークセンター）では、毎年、市民後見人養成講座を実施しておりましたが、昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止になりました。今年度は開催に向け、新型コロナウイルスの感染対策を講じ、実施に至ることができました。市民後見人養成講座では、6日間の基礎講座にて、成年後見制度、税金の仕組み、介護保険、障害福祉サービスなど幅広い知識を学びます。さらに、被後見人への接し方や後見実務についての知識を深めるために、法律専門職の事務所実習、家庭裁判所（後見センター）、高齢者施設や障がい者通所施設の見学をカリキュラムに組み込んでいます。本カリキュラムを修了後に、市民後見人候補者推薦名簿へ登録をするかの意向確認を致します。



上記のプロセスを経て、市民後見人候補者推薦名簿に登録された方には、市民後見人に必要な知識の定着を図るため、定期的にフォローアップ講座に参加していただくようになっております。



「成年後見制度の基礎～成年後見制度はどんな制度?～」をご講義いただきました。

（公社）成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部 米沢光敦

このたび講師として初めて参加させていただきました。担当は「成年後見制度の基礎～成年後見制度はどんな制度?」で、養成講座では入口に当たる部分です。当日は長く続くコロナ禍にもかかわらず、5名の受講生が会場に集まり、私の話に熱心に耳を傾けてくれました。養成講座に参加した動機は様々ですが、身近な親族が認知症になったことや、相続でトラブルがあったことを契機に後見制度に関心を持つに至った方もいたようです。



発行：志木市基幹福祉相談センター（志木市後見ネットワークセンター）
連絡先：048-456-6021（直通）
E-mail：kikan-soudan@susumerukai.net